

雇用契約は紹介先法人（求人者）とご紹介者（求職者）との直接契約となります

派遣契約と違い、雇用契約先は当社ではありません。入職の際の雇用契約・教育などすべて貴社とご紹介者との直接のやり取りとなります。もちろん、報酬に関しては原則、紹介者が入職にいたった場合のみ1度きりの「成果報酬」となり、派遣契約のように紹介者が在籍している期間中ずっと月額請求することはありません。

紹介手数料の算出方法

ご紹介者が入職後、当社にお支払いいただく報酬を「紹介手数料」と呼びます。
この紹介手数料を決めるにあたっては、ご紹介者の「想定年収」を算出いたします。
（具体的な紹介手数料については弊社営業担当までご確認ください。）

■紹介手数料＝想定年収(固定月給×12ヶ月＋賞与)×契約時のご紹介料率(〇〇%)

※想定年収には残業代などの「超過手当」、「通勤手当」を除きます

※想定年収とは入職初年度における試用期間の給与や賞与ではなく、試用期間後の月給、賞与対象時点賞与の合算となります。

早期退職の場合、求人者へ紹介手数料の全額または一部をご返金します

取り決めさせていただいたご契約条件に基づき、紹介手数料の全額または一部をご返金させていただきます。

【当社規定の早期退職によるご返金規約定】

入社1日～5日以内・・・100%

入社6日～30日以内・・・90%

入社31日～60日以内・・・50%

入社61日～90日以内・・・10%

（具体的な返金条件に関しましては弊社担当までご確認ください。）